不動産鑑定業者(山形県知事登録)の廃止等の届出

手続根拠	不動産鑑定評価に関する法律(以下「法」という。) 第29条、第30条
	山形県知事登録の不動産鑑定業者で次のいずれかに該当する者
	① 不動産鑑定業を廃止したとき→不動産鑑定業者であった個人、又は法人を代
	表する役員
	② 死亡したとき→相続人
工作业务	③ 法人が破産手続開始の決定により解散したとき→破産管財人
手続対象者	④ 法人が合併により解散したとき→法人を代表する役員であった者
	⑤ 法人が破産手続き開始の決定又は合併以外の理由により解散したとき→清算
	人
	⑥ 第25条第1号から第3号まで、第6号又は第7号に該当するに至ったとき
	→不動産鑑定業者
提出時期	その日(死亡の場合、その事実を知った日)から30日以内
手数料	なし

【提出書類】

	提出書類	様式・備考	法人	個人
1	廃業等届出書	廃業等の理由により、証する書面(登記事項証明書等)	0	0
		の添付が必要になる場合があります。		

提出部数	正本一通及び副本一通(※副本は添付書類を含めてコピーで構わない。)
│ │ 提出・問い合わせ先	〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
提出・同い日170元	山形県県土整備部県土利用政策課 土地対策担当 Tm023-630-2430